

○学長の業務執行の状況の確認について

平成28年6月22日
学長選考会議決定

国立大学法人宮崎大学学長選考会議規程第7条に定める学長選考会議が行う学長の業務執行の状況の確認については、以下のとおり行う。

第1 実施時期

学長就任2年目以降毎年度（再任の場合は就任1年目から）、国立大学法人評価委員会の実績評価の結果通知の時期に行う。

また、学長選考会議が必要と認めた場合は、随時行うこととする。

第2 実施方法

本学の自己点検・評価の結果及び国立大学法人評価委員会の実績評価の結果並びに監事による評価を活用して確認するほか、必要に応じて学長に対するヒアリング等を実施することとする。

第3 監事による評価

前項の監事による評価は、監事監査を活用して行い、学長選考会議は、必要に応じて監事に出席を求め、意見を聴くものとする。

第4 確認結果の公表方法

大学ホームページで公表するとともに、議長が学長へ確認結果の内容を伝えることとする。

附 則

この申し合わせは、平成28年6月22日から実施する。